

犬の散歩時に道路・公園その他の公共の場所での直排せつ禁止に関する陳情
(「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」第6条第2項第2号の条文改正)

[願意]

「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例(令和3年3月29日改正)」の第6条第2項第2号を下記の内容に改正頂く様、陳情する。

(現行)犬を道路、公園その他の公共の場所において移動し、又は運動させるときは当該犬が排せつしたふんを処理するための用具を携行するとともに、当該ふんは、当該用具を使用して、直ちに当該場所から除去し、当該犬の飼養をする施設に持ち帰ること。

(改正)犬を道路、公園その他の公共の場所において移動し、又は運動させるときはペットシートや新聞紙等を携行し、当該犬の排せつは、道路、公園等の地べたに直接排せつさせず、ペットシートや新聞紙等の上で行わせること。
排せつ後のペットシートや新聞紙等は直ちに回収し、当該犬を飼養をする施設に持ち帰ること。

[理由]

1. 道路上に排せつされた通常便や硬便でも完全に除去できるものではない。
ましてや、軟便は道路にこびり付いて相当量が残り不潔であること。
また、それ以前に完全除去を図ろうとしない一部の飼養者がいること。
2. 「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」第6条第1項第5号において、「動物が道路、公園……を不潔にし、又は損傷することのないように飼養すること。」と規定されており、道路や公園等の公共物は清潔に保たなければいけないこと。
3. 「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」第1条の「……動物による人の生命、身体及び……生活環境上の支障防止……」に鑑みれば、犬の直排せつ物は、人の身体や生活環境への悪影響リスクが大きいこと。

そもそも、未だに“散歩＝排せつ”との間違った考えをしている飼養者が非常に多い。「散歩の目的は、犬の排せつではなく、運動とストレスの解消、そして社会環境に慣れさせることである。」はず。

飼養者には、散歩の目的をきちんと認識し、「街を汚さない・他人に迷惑をかけない」で、地域住民との調和を大切にしながら、愛犬との共生を実現して頂きたいものである。

一方、動物愛護管理員および動物愛護指導員(共に、市職員)には、散歩の正しい目的を飼養者へ適時にしっかりと周知願いたい。

以上